4　受験資格

⑴　現行の大学の獣医学の正規の課程（６年制）を修めて卒業した者（平成23年３月31日（木曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑵　昭和53年４月１日以降昭和59年３月31日までに大学に入学して獣医学の正規の旧課程（４年制）を修めて卒業した者であって、大学院において獣医学の修士の課程を修了した者

⑶　大学の獣医学の正規の旧課程（４年制）を修めて昭和28年３月以降昭和53年３月までに卒業した者

⑷　昭和53年３月31日以前に大学に在学していた者であって、大学の獣医学の正規の旧課程（４年制）を修めて昭和53年４月１日以降に卒業した者

⑸　外国の獣医学校を卒業し、又は外国で獣医師の免許を得た者であって、獣医師免許審議会又は獣医事審議会が獣医師法第12条第１項第２号の規定に基づき認定した者

⑹　獣医師国家試験予備試験に合格した者

⑺　学校教育法（昭和22年法律第26号）第98条の規定により旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学として存続した学校であって獣医師免許審議会が認めたものの農学部獣医学科を昭和26年３月以降に卒業した者又は同条の規定により旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校として存続した学校の獣医学科を昭和26年３月に卒業し、かつ、その学校の専攻科１年の課程を修め、これを昭和27年３月までに卒業した者

⑻　獣医師法附則第６項、第７項若しくは第18項又は旧獣医師法（大正15年法律第53号）第１条の規定により獣医師の免許を受けた者であって、４年以上獣医師としての経験がある者

5　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書

別記様式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、必ず戸籍に記載されている文字を用い、署名又は記名押印により記載すること（日本国籍を有しない者にあっては、外国人登録原票に記載されている文字を用い、必ず読みがなを付けること。）。

㋑　写真

出願前６か月以内に撮影した脱帽上半身の縦35ミリメートル、横35ミリメートルのもの（裏面には氏名を記入すること。）を２枚用意し、１枚を願書の所定位置に貼り付け、他の１枚を受験票用として同封すること。

㋒　返信用封筒

市販の長型３号の封筒（縦23.5センチメートル、横12センチメートル）を使用し、表面に、受験票の送付先の郵便番号及びあて先を記載すること（返信用切手は不要）。

イ　４の⑴に該当する者が提出する書類

卒業証明書（受験願書の提出期限までに卒業証明書が提出できない者は卒業見込証明書を提出し、更に平成23年２月18日（金曜日）までに卒業証明書又は当該受験者が獣医学の正規の課程を修了したことを当該大学において判定されたことを証する書面を必ず提出すること。）

ウ　４の⑵に該当する者が提出する書類

卒業証明書及び修了証明書

エ　４の⑶に該当する者が提出する書類

卒業証明書

オ　４の⑷に該当する者が提出する書類

卒業証明書及び昭和53年３月31日以前に大学に在学していたことを当該大学が証した書面（書面には在学していた時期、学部名及び学科名も併せて記載すること。）

カ　４の⑸に該当する者が提出する書類

獣医師国家試験受験資格の認定書の写し

キ　４の⑹に該当する者が提出する書類

獣医師国家試験予備試験合格証の写し

ク　４の⑺に該当する者が提出する書類

卒業証明書

ケ　４の⑻に該当する者が提出する書類

獣医師免許証の写し

⑵　受験手数料

ア　受験手数料は、13,900円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼り付けることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑶　受験願書の受付期間及び提出場所

ア　受験願書の受付期間は平成23年１月４日（火曜日）から同年１月13日（木曜日）までとし、受付場所は東京都千代田区霞が関１丁目２番１号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課内獣医事審議会事務局とする。

イ　受験願書を持参する場合の受付時間は、アの期間中（行政機関の休日を除く。）の毎日午前９時30分から午後６時までとする。

ウ　郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第２項に規定する信書便により受験願書を提出する場合は、封筒の表面に「獣医師国家試験受験願書在中」と朱書し、簡易書留郵便等その引受け及び配達が記録される方法によるものとし、郵便番号100―8950　東京都千代田区霞が関１丁目２番１号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課内獣医事審議会事務局あてに送付すること。この場合、平成23年１月13日（木曜日）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。

⑷　必要書類を提出する際の注意

４の受験資格の⑴に該当する者で卒業見込証明書を提出したものにあっては、平成23年２月18日（金曜日）までに卒業証明書又は当該受験者が獣医学の正規の課程を修了したことを当該大学において判定されたことを証する書面が提出されないときは、受験を認めない。

なお、４の⑴に該当する者に係る卒業見込証明書及び獣医学の正規の課程又は正規の旧課程を修了したことを当該大学において判定されたことを証する書面については、当該大学において一括して提出することができる。

⑸　受験票の交付

受験票は、平成23年２月11日（金曜日）までに送付する。送付されなかった場合は、獣医事審議会事務局（農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課03―3502―8111（代表）内線4530）まで連絡されたい。

6　合格者の発表

試験の合格者は、平成23年３月16日（水曜日）午前10時に農林水産省ホームページ（http://www.maff.go.jp/index.html）にその受験番号を掲示して発表する。

7　その他

⑴　試験の場所は、獣医事審議会が指定する場所とする。

⑵　やむを得ない事由が生じたときは、試験の場所若しくは期日を変更し、又は試験を中止することがある。

そのときは、その旨を公示し、又は通知する。

⑶　視覚障害、聴覚障害、音声機能又は言語機能の障害を有する者、肢体不自由である者等で受験を希望する者は、平成22年11月26日（金曜日）までに獣医事審議会事務局（農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課03―3502―8111（代表）内線4530、ＦＡＸ番号03―3502―8275、電子メールアドレス：vet_kokushi@nm.maff.go.jp）に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。